



防犯カメラの設置・運用の手引き

杉並区防犯カメラの設置及び利用に関する条例

防犯カメラの有用性とプライバシー保護の調和を図ることを目的に平成 16 年 3 月に制定されました。

防犯カメラを設置・利用する際はプライバシーや個人情報の取り扱いに留意する必要があります。

- どの人にも、個人の容ぼう・姿態をみだりに撮影されない自由があります。
- 区民等は防犯カメラの設置等について区長に対し苦情を申し立てることができます。区長は申し立てを受けたときは、適切かつ迅速に処理します。また、区長は苦情の処理について、必要があると認めた場合は、杉並区情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴くことができます。

※防犯カメラの画像の取扱いについての留意事項は次ページの運用の項をご覧ください。



防犯カメラとは

- ・ 犯罪予防を目的とするカメラ (犯罪予防を従たる目的とする場合も含む)
- ・ 特定の場所に継続的 (おおむね 1 カ月以上) に設置しているもの
- ・ 画像表示装置 (モニター等) 及び録画装置 (ビデオレコーダ等) を備えているもの



防犯カメラを設置する際、条例により区に届け出が必要な場合はこちら



防犯カメラを設置する際の区への届け出が必要な場合（条例第4条、規則第3条）

多数の人が利用する場所や施設に防犯カメラを設置する場合（以下参照）は、設置及び利用に関して基準を定め、区長に届け出る必要があります。※届け出る必要がある設置者を「届出義務者」といいます。

- ・ 杉並区が設置する場合
- ・ 商店会が商店街に設置する場合
- ・ 町会・自治会が町会・自治会区域内に設置する場合
- ・ 鉄道事業者が駅のコンコースに設置する場合
- ・ 店舗面積が 3000 m²を超える商業施設に設置する場合
- ・ 入場者定員が 500 人以上の興行施設に設置する場合

■ 届出義務のある設置者がカメラ設置に際して行うべきこと

防犯カメラの設置及び利用の届出書類を区に提出（条例第4条、規則第4～6条）

届出義務のある設置者は以下について定め設置しようとする日の10日前までに、区長に届出をしなければなりません。※指定様式あり（届出書類については下欄をご覧ください）

- ・ 防犯カメラの設置目的
- ・ 防犯対象区域
- ・ 防犯カメラ管理責任者、その他のカメラ管理に従事する者
- ・ 画像の保存方法と保存期間
- ・ 画像の漏えい、滅失、き損、改ざん防止など、画像の安全管理を図るための措置
- ・ 苦情処理の手続き

また、届け出た内容に変更がある場合は、変更の日の10日前までに変更届（指定様式）を区長に提出しなければなりません。防犯カメラを廃止するときは、廃止した日から10日以内に廃止届（指定様式）を区長に提出しなければなりません。

提出先：危機管理対策課地域安全担当

指定様式はこちらで
ダウンロードできます。



届出書類の詳細

初回届出時提出書類

- ・ 防犯カメラ設置利用基準届
- ・ 防犯カメラの設置及び利用に関する基準（表形式および文章形式の2種類）
- ・ 防犯対象区域とカメラの配置及び防犯カメラを設置している旨を表示する箇所を記載した図面

設置の

10

日前まで

設置の表示 (条例第 5 条 2 項、規則第 8 条)

防犯カメラの設置者は対象区域の見やすい場所に、以下の内容を表示しなければなりません。

<表示すべき内容>

表示の例→

- ・「防犯カメラ設置中」など、防犯カメラを設置していることがわかる表示
- ・防犯カメラ管理責任者の氏名、住所、連絡先

防犯カメラ
設置中

管理責任者	氏名
	住所
	連絡先

年に一回 区に報告書を提出 (条例第 7~9 条)

区は年に 1 回設置者に対して、以下についての報告をお願いします。報告結果は区広報誌にて公表します。(条例第 9 条) ※報告様式は例年 12 月中旬頃、設置者あてに送付します。

- ・防犯カメラの設置及び利用に関する基準の変更の有無
- ・設置の表示の有無
- ・防犯カメラの画像の第三者への提供の有無

区長は違反行為があると認められたとき、その違反行為の中止や是正について勧告を行うことができます。(条例第 7 条)

区長は勧告を行っても従わない場合には公表することができます。(条例第 9 条)

■防犯カメラの運用について

防犯カメラの画像の利用・提供の制限(条例第 6 条)

プライバシーなどの人権が侵害されることのないよう、次の場合を除き、設置目的以外の利用や第三者への閲覧、提供は禁止されています。

- ・本人の同意がある場合
- ・法令に基づく場合
刑事訴訟法第 197 条第 2 項、第 218 条第 1 項による場合
弁護士法第 23 条の 2 第 2 項による場合
- ・生命、身体又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められる場合

変更時提出書類

- ・防犯カメラ設置利用基準変更届
- ・防犯カメラの設置及び利用に関する基準
(カメラ配置に変更がある場合は図面を添付)

変更の



廃止時提出書類

- ・防犯カメラ廃止届

廃止の





問合せ・提出先：

杉並区役所危機管理対策課地域安全担当

代表：03-3312-2111 直通:03-5307-0616